

令和 6 年 5 月 30 日現在

機関番号：35404

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20099

研究課題名（和文）刑事責任の基礎理論：刑罰正当化論を踏まえた新たな他行為可能性論の構築

研究課題名（英文）Foundations of Criminal Responsibility: Exploring the Concepts of Alternative Possibilities through the Penal-Theoretical Approach

研究代表者

十河 隼人 (Sogo, Hayato)

広島修道大学・法学部・助教

研究者番号：80962018

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、近時、英語圏の自由意思論・刑罰正当化論において存在感を増しつつある「自由意思懐疑論（Free Will Skepticism）」について、その現代における代表的な支持者であるGregg D. Carusoの著書であるRejecting Retributivism (CUP, 2021)の分析を進めるとともに、刑事責任論の基礎理論に関する英語圏の基本文献を複数訳出した。その結果、現在のわが国の刑法学では両立論のみが刑法制度と整合可能な立場であると受け取られる傾向にあるが、実際は自由意志懐疑論にも十分な整合可能性のあることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

もし人間に自由意思がなかったとしたら、刑事責任ないし刑罰の制度はもはや維持できなくなる、と一般に考えられている。これは、哲学や刑法学において自由意思が活発に論じられてきたことの、大きな理由の一つである。ところで、そうなると、人の自由意思をおよそ否定する立場である自由意思懐疑論は、必然的に、刑罰制度を廃止すべきとの（いわば、極端な）結論に至りそうである。それゆえ、この立場は、近年の刑法学ではほぼ顧みられていない。しかし、本研究は、この立場の支持者らが展開する議論を注意深く再検討することで、その主張にはむしろ、現在の刑罰制度の改善に向けた、現実的・建設的な指摘が多く含まれていることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study has examined “Free Will Skepticism,” which has gained a growing presence in Anglo-Saxon theories of free will and the justification of punishment in recent years, by analyzing, among others, Rejecting Retributivism (CUP, 2021) by Gregg D. Caruso, a leading contemporary proponent of Free Will Skepticism, and by translating some foundational literature on the basic theory of criminal responsibility. As a result, it became clear that, although compatibilism tends to be perceived as the de facto only position that can be consistent with the criminal justice system in Japanese criminal law studies today, in fact, free will skepticism can also be fully consistent.

研究分野：刑法学

キーワード：刑法 刑罰 責任 自由意志

## 1. 研究開始当初の背景

刑法上、違法行為に出た者を処罰するためには、当該行為に関して、その者に**責任**がなければならない。この点、通説によれば、責任は、行為者がその自由意思により「違法行為を控えることができたはずだ」といえる場合にのみ存在するとされる（**他行為可能性論**）。

しかし、**他行為可能性論は、近年、法哲学の観点から批判を受けている**。すなわち、まず、人の意思は物理法則により決定されている以上、人に自由意思はないため、他行為可能性論は破綻する。むしろ、刑事責任を認めるためには、自身の違法行為を悪いことだと理解する能力（理由能力）があれば十分であり、**他行為可能性は不要なのだ、と（\*1）**。

この法哲学的批判は、より具体的な刑法解釈論にも影響を及ぼしている。例えば、最近では、窃盗を悪いことだと理解しているが、その衝動を自分の意思では抑えられず、窃盗に及んでしまうという**窃盗症患者**について、その**責任能力を肯定する裁判例が増加**している。これにつき、他行為可能性論からは、窃盗症患者に他行為可能性がないとすれば、責任能力を否定すべきとの結論が導かれる。しかし近時では、上記の法哲学的批判を踏まえ、そもそも刑事責任にとって他行為可能性は不要である以上、そうした場合にも責任能力を肯定すべきとの見解（**他行為可能性不要論**）が有力化しているのである（\*2）。

この論争を解決するためには、「なぜ刑事責任にとって他行為可能性が必要なのか（あるいは、実は不要なのか）」という根本問題に取り組む必要がある。この問題は通常、哲学的自由意思論に遡る形で検討されることが多く、上記の法哲学的批判もその一つである。しかし、刑事責任はあくまで刑罰を科すための一要件である以上、前記問題に対してはまず、「**なぜ（いかなる場合に）科刑は正当化されるのか**」という**刑罰正当化論の視点**からアプローチすべきである。こうした視点からの研究は、わが国では、十分に蓄積されていない。

## 2. 研究の目的

以上の問題意識から、本研究は当初、次の三点を研究目的として設定した。

- ① 刑事責任にとって他行為可能性が必要である理由を、刑罰論の見地から解明すること
- ② 従来の他行為可能性論における正当な側面と修正すべき側面とを指摘・整理すること
- ③ こうして得られる新たな他行為可能性論を責任能力論に応用し、上述した論争に対して従来とは別の角度から介入することで、有望な解決指針を示すこと

## 3. 研究の方法

まず、上記目的①との関連で、刑事責任の根拠づけ（ないし批判）を念頭に置きながら、他行為可能性論にアプローチする先行研究を分析した。その際には、この分野に関する豊富な研究蓄積のある、英語圏（分析哲学・倫理学）の文献の収集・分析を中心的作業とし、そのうち重要と考えられたものについては翻訳を行なって公表した。

その一方で、その研究遂行中に、研究開始当初はほぼノーマークであった立場（自由意思懐疑論。後述）が近時の英語圏において有力化していること、および、それがわが国の刑罰論・責任論に対しても重要な示唆を与えるものであることが明らかになり、その関係で、上記②③の目的を根本から捉え直す必要に迫られた。したがって、この自由意思懐疑論に関する近時の議論を、さらに深く分析し、また、その一環として、その代表的論者の一人が来日した際に、面会して意見交換を行なった。

## 4. 研究成果

まず、英語圏の自由意思・道徳的責任論の全体像を把握するため、基礎的文献である Matthew Talbert, 'Moral Responsibility' (Stanford Encyclopedia of Philosophy, Fall 2022) の翻訳を行なった。その成果は、マシュー・タルバート（十河隼人訳）「マシュー・タルバート「道徳的責任」(スタンフォード哲学百科事典:2022年秋)(1)」早稲田法学 99 巻 1 号 (2023 年)、「同(2)」早稲田法学 99 巻 4 号 (2024 年) として公表され、また「同(3・完)」早稲田法学 100 巻 1 号 (2024 年刊行予定) の公表が本報告書執筆時点で確定している。

この全体像の把握を経て、本研究が特に着目したのは、近時の英語圏における自由意思懐疑論 (Free Will Skepticism) の展開である（\*3）。その議論は、大要次のような前提に基づく（\*4）。

まず、刑罰の正当化根拠は、展望的（未来指向的）な根拠と、回顧的（過去指向的）な根拠に区別される。展望的根拠による刑罰正当化は、例えば、「X に対する処罰は、それが**将来の世界に犯罪予防効果をもたらすから、正当である**」という形をとる（**展望的正当化 forward-looking justification**）。これに対して、回顧的根拠による刑罰正当化は、次のような形をとる。すなわち、「X に対する処罰は、**(X が自身の犯罪行為に対して道徳的責任を負う) から、正当である**」、と（**回顧的正当化 backward-looking justification**）。自由意思懐疑論が批判対象とするのは後者、すなわち回顧的根拠であり、展望的根拠ではない。

そうなるに次ぎ、人はなぜ、あるいはいかなる場合に、「自身の犯罪行為に対して道徳的責任を負う」のか、という問いが出てくる。ここで、いわば純粋な回顧的刑罰正当化論は、「人はなぜ、いかなる場合に、自身の犯罪行為に対して道徳的責任を負うのか」という問いに取り組む際、展望的根拠に訴えず、回顧的根拠のみによって答えようとする。言い換えれば、ここにおいて道徳的責任は、専ら回顧的根拠のみによって正当化されようとしているのである。

このような、専ら回顧的な観点から根拠づけられる道徳的責任のことを、「**基礎デザートの道徳的責任** (basic desert moral responsibility)」と呼ぶ。そして、この議論において**自由意志**とは、上述した意味での道徳的責任を正当化するために必要となるような種類の自由意志、という形で定義される。他の意味・用法による「自由意志」は、ここでは排除される。

こうして、いわば純化された回顧的刑罰正当化論を定義することが可能となる。すなわちそれは、「X に対する処罰は、**X が自身の犯罪行為に対して基礎デザートの道徳的責任を負う**」から、かつ、**それのみを理由に**、正当である」と主張する見解である。

この見解を、**応報主義** (retributivism) と呼ぶ。自由意思懐疑論の主要目的の一つは、こうした応報主義には正当性がないことを示す点にある。

つまり、大雑把にいえば、応報主義を正当化するためには「基礎デザートの道徳的責任」が必要であり、この意味での道徳的責任を正当化するためには「自由意志」が必要だ(というよりも、そこで必要となるものを「自由意志」と呼ぶことにする)、ということになる。そして、**このような意味での自由意志を我々は認めることができるのか**、というのが、自由意志論の中心問題となる。

この問題をめぐって、三つの立場が対立する(※この点の整理は、自由意思・道徳的責任論において一般に共有されている枠組みと同様である)。すなわち、①「決定論が正しいとすると自由意志は認められないが、非決定論が正しいならば自由意志も認められうる」とする**リバタリアニズム**、②「決定論が正しいとしても自由意志は認められうる」とする**両立論**、そして、③「決定論が正しい場合も非決定論が正しい場合も——つまり、常に——自由意志は認められえない」とする**自由意志懐疑論**である。

以上が、自由意思懐疑論が提示する議論枠組みの概要である(なお、自由意思懐疑論に関する重要文献の要約として、グレッグ・D・カルーザー(十河隼人訳)「**応報主義・自由意志・公衆衛生=検疫モデル**」早稲田法学 99 巻 2 号(2024 年)を公表した)。その特徴として最も目を引くのは、それが、対立説であるリバタリアニズムと両立論を、いずれも**応報主義**の正当化根拠を提供するための理論として定義づけている点である。

これに対して、わが国の刑法学における現在の議論状況を見ると、そこでは、自由意思の存在(すなわち、リバタリアニズムまたは両立論のいずれかが正当化されること)は**刑事責任(刑罰)制度それ自体の前提条件**である(それゆえ、リバタリアニズムが科学的な世界観と調和し難いとすると、両立論を支持する必要性が生じる)、という感覚が共有されている、あるいは、共有されつつあるように思える(\*5)。しかしながら、上述した議論枠組みから観察するならば、両立論・リバタリアニズムと自由意思懐疑論との対立軸は、**刑事責任(刑罰)制度の存立可能性**ではなく、むしろ、**応報主義の正当性**——言い換えれば、**応報主義に基づく刑事責任論の正当性**——という、(もちろん、重要ではあるが)より小規模な論点をめぐるものに過ぎないように見える。そうであれば逆に、**帰結主義的刑罰論**(わが国の用語法でいえば、**目的刑論**)——言い換えれば、**応報主義に依拠しない刑事責任論**——を採用する限り、それは自由意思懐疑論と十分に整合的であり、あるいはむしろ、その場合、両立論やリバタリアニズムを支持すべきではない、ということになる。

上記のように、本研究は、近時の英語圏における自由意思懐疑論の分析を通じて、自由意思論と刑事責任・刑罰論の関係性に関する、研究開始当初に想定していたものとは大きく異なる視座に到達し、それに伴って、〈哲学的自由意思論の成果を応用して、従来の学説を批判的に検討しつつ、新たな責任基礎理論を構築する〉という目的(すなわち上記②③の目的)そのものの妥当性を根本から見直さなければならなくなった。それに代わり、刑事責任基礎理論の課題として本研究が認識したのものとしては、とりわけ、次の二点がある。すなわち、まず、(a) **自由意思懐疑論と消極的責任主義の関係性**(前者は後者の正当性をも否定するのか)を明らかにしなければならない。この点に関する、自由意思懐疑論の支持者らによる明確な議論はあまり見当たらず、カルーザー教授が来日した際の意見交換(およびその前後におけるメールでの議論)においても、この点は検討課題として残されている、との回答を得ている(ただし、根拠はともかく結論としては、自由意思懐疑論の支持者らは、消極的責任主義を制約原理として自説に導入することなしに、かつての新派刑法学・社会的責任論を彷彿とさせる立場を支持するものが多い)。次に、(b) **結局のところ、自由意思懐疑論は何を理由に(基礎デザートの道徳的責任)の正当化可能性を否定するのか**、という根本問題を検討しなければならない。結論からいえば、あくまで現時点での見通しであるが、その主要な理由の一つは、「**究極的コントロール信念**」——すなわち、行為者が、その行為について基礎デザートの道徳的責任を負うるためには、当該行為が、行為者自身のコントロール下にあった諸要因に、究極的に依存していたのでなければならない、という信念——と呼ぶものに求められると思われる。この視座からすれば、自由意思懐疑論とリバタリアニズムはこの信念を共有する(その中で、前者は、この究極的コントロールは、決定論的世界

においても非決定論的世界においても存立不可能であると考え、後者は、その提唱する非決定論的自由意思が存在するとの仮定のもとでは究極的コントロールも存立可能である、と考えるものである) 一方で、両立論は、そもそもこの信念を共有しない(いわば、より「弱い」コントロールであっても、〈基礎デザートの道徳的責任〉は正当化されうると考える) 立場として捉え直すこともできる。問題は、この究極的コントロール信念それ自体の規範的根拠であるが、これについては既に、ある両立論者から、このような信念は「せいぜい『直観的』なものであって、伝統的発想しか根拠としていない」(\*6)、すなわち、合直観性を超える根拠がない、との批判が示されているところである。この批判の成否を含め、究極的コントロール信念の妥当性についてはさらなる検討を要するが、もし上記信念に十分な規範的根拠がないとしたら、再び両立論(が基礎デザートの道徳的責任の必要条件として提示するところの、様々な「弱い」コントロール)にスポットライトが当たることになる(その上で、両立論的コントロール概念による、積極的または消極的応報主義の正当化を試みる必要が生じる)。これに対して、もし上記信念に十分な規範的根拠があったとしたら、究極的には、刑事責任・刑罰制度は規範的に不当であり、廃止すべきことになる(消極的責任主義も、そこにいう責任が、究極的コントロール概念に基づく責任概念を含意するものであれば、その場合には、全人類が「責任なければ刑罰なし」の要件に該当することになるし、あるいは、それよりも弱いコントロール概念に基づく責任概念を含意するものであれば、「弱いコントロールなければ刑罰なし」との主張はよいとしても、そもそも究極的コントロール信念が正当である以上は、さらに進んで、「弱いコントロールがあっても〔究極的コントロールがない以上は〕刑罰なし」と主張すべきである、との批判を被ることになる)。この場合には、議論を突き詰めるならば、いわば保安処分一元論のみが正当でありうることになり、それに対応したラディカルな立法論的主張に至ることになる——つまり、現行刑法を前提とするところの刑法解釈論への応用が、困難になる——と思われる(\*7)。ただし、この場合においても、一種の**幻想主義**(\*8)的な立場、すなわち、究極的な目標・理念としては刑罰廃止を目指すべきであるものの、人間が、**犯罪者を非難したいという直観ないし感情**(\*9)を捨て去ることができるようになるまでは、いわば暫定的な「必要悪」として、犯罪に対する回顧的非難を前提とする現行制度を維持し(ただし、非難感情を捨て去りやすい、いわば法定犯的な領域に関しては、その非犯罪化を積極的に進めつつ)、その枠内で、自由・人権保障原理として純化された(その意味で非応報主義的な)消極的責任主義を正当化する立場、を擁護する可能性は残るものと思われる。

このような課題を認識できたことをも一つの成果としつつ、その解決に向けて、引き続き、刑事責任の基礎理論の深化に取り組んでいきたい。

---

(\*1) 瀧川裕英「他行為可能性は責任の必要条件ではない」法学雑誌 55 巻 1 号 (2008 年) 31 頁以下など。

(\*2) 代表的文献として、竹川俊也『刑事責任能力論』(成文堂、2018 年) 123 頁以下。

(\*3) 下に掲げる文献のほか、Elizabeth Shaw, Derk Pereboom and Gregg D. Caruso (eds), *Free Will Skepticism in Law and Society* (CUP, 2019); Bruce Waller, *Against Moral Responsibility* (MIT Press, 2011); Derk Pereboom, *Living without Free Will* (CUP, 2001) など参照。

(\*4) Gregg D Caruso, *Rejecting Retributivism* (CUP, 2021) 9 ff. ダニエル・C・デネット=グレッグ・D・カルーゾー(木島泰三訳)『自由意志対話』(青土社、2022 年) 17 頁以下も参照。

(\*5) 例えば、上田正基「自由なき世界に刑罰はあり得るか? (1)」神奈川法学 56 巻 1 号 (2023 年) 89 頁以下、真鳥爽「刑事責任論における両立可能論の再定位」一橋法学 22 巻 3 号 (2023 年) 453 頁以下も、おそらくこのような理解を前提としているものと思われる。

(\*6) デネット=カルーゾー・前掲注(\*4) 148 頁。

(\*7) Caruso (n 4) 184 ff. では、実際にこのような立場が詳しく展開されている。グレッグ・D・カルーゾー(十河隼人訳)「応報主義・自由意志・公衆衛生=検疫モデル」早稲田法学 99 巻 2 号 (2024 年) も参照。

(\*8) さしあたり、Saul Smilansky, *Free Will and Illusion* (OUP, 2002) を参照。

(\*9) その重要性については、十河隼人『量刑の基礎理論』(成文堂、2022 年) 309 頁以下。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 十河隼人（訳）	4. 巻 99(1)
2. 論文標題 マシュー・タルバート「道徳的責任」(スタンフォード哲学百科事典:2022年秋)(1)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 85, 110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 十河隼人（訳）	4. 巻 99(2)
2. 論文標題 グレッグ・D・カルーゾー 「応報主義・自由意志・公衆衛生 = 検疫モデル」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 161, 187
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 十河隼人（訳）	4. 巻 99(4)
2. 論文標題 マシュー・タルバート「道徳的責任」(スタンフォード哲学百科事典:2022年秋)(2)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 十河隼人（訳）	4. 巻 100(1)
2. 論文標題 マシュー・タルバート「道徳的責任」(スタンフォード哲学百科事典:2022年秋)(3・完)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------